

つながり、かがやき、しあわせつづく、成長都市 八尾

前期基本計画





まちづくりの実践

第5章

1. 横断的な視点によるまちづくりの実践

① 横断的な対応の推進

将来都市像を実現するためには、施策に基づく取り組みを着実に実施するとともに、横断的な相乗効果を発揮することが必要です。そのためには、まちづくりの目標ごとに定めた取り組み方向を視点とした取り組みの立案を行えるよう、施策間の連携をより一層推進します。

② 多様な主体との連携・協力

社会経済環境の急速な変化により課題が多様化・複雑化していく中で、市民や地域、企業、NPO*等の多様な主体と、問題意識やビジョンを共有し、それぞれの強みを持ち寄り、より効果的な連携・協力を、スピード感をもって進めます。

③ PDCAサイクル*の着実な実行

将来都市像の実現に向けて、関係機関も含めた多様な主体と、分野横断的な連携・協力のもと、その時々で最善と思われる取り組みを実行し、その効果を検証した上で、改善していく試行錯誤の積み重ねが必要です。取り組みの進行管理とともにふりかえりを行い、評価作業を通じて取り組みの改善につなげていくPDCAサイクル*を着実に実行します。また、各施策が、まちづくりの目標ごとに定めた取り組み方向を取り組みの考え方として実施できたかをふりかえります。

④ 経済・社会・環境の調和のとれた施策の立案

人口減少と少子高齢化が進むことにより、地域社会や地域経済において様々な課題が生じることが想定されます。また、地球社会の一員として地球環境への配慮にも取り組むことが必要です。

将来都市像の実現に向け、すべての市民に光があたり、誰も取り残さないための取り組みを進めるにあたっては、持続可能な世界を実現するための国際社会全体の開発目標であり、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現をめざすSDGs*の理念と重なることから、その考え方も踏まえ施策を立案します。経済・社会・環境の調和を図りながら、課題に対してより効果的な取り組みを検討することで、SDGs*目標の達成に貢献できると考えます。

2. 共創と共生の地域づくりの実践

共創と共生の地域づくりの推進にあたっては、以下の方針を大切に、取り組みを進めていきます。

1 実践の方針

本市の地域コミュニティにおいては、校区まちづくり協議会*をはじめとして、地区福祉委員会や自治振興委員会(町会・自治会)などの地域組織があり、地域課題の解決に寄与する様々な活動が行われています。その活動内容については、地域に関わる多様な主体が参加する議論や対話の場を活用し、状況に応じて、力を入れる活動を組み立て直し続けていくことが重要です。また、地域によって課題も様々であり、すべての課題を一度に解決できない中で、これからの地域のまちづくりにおいては、地域特性等を踏まえ、地域として「どの課題に着目するのか」を決めることも重要です。

そこで、課題の設定にあたっては、「どういう地域でありたいのか」という住民ニーズを広く把握し、それを踏まえて、優先して対応する課題を選択することが必要となります。そのため、校区まちづくり協議会*は校区内の各組織のネットワーク機能を発揮して、地域住民の意見を集約した「わがまち推進計画*」を地域のまちづくりの活動指針として策定し、地域が力をあわせて取り組むべき課題、目標、実現のための取り組みを示します。そして、地域住民が望む目標が実現するよう、以下の方針により取り組みを進めていきます。

① 対話するための開かれた場を大切にする (地域課題の共有・アイデア創出)

地域の課題は多様で複雑であり、一人の考えでは解決できるものではありません。本市では、地域の課題解決や魅力向上に向けて、地域住民等が協力してアイデアを創出・実践する場として、すべての校区において校区まちづくり協議会*が設立され、活動しています。校区まちづくり協議会*を、地域住民はもとより児童・生徒・学生、企業や団体等、誰でも参加できる開かれた場とし、課題や目標の共有や解決アイデアを創出するための対話を行うことを大切にします。

② あらゆる主体が連携して活動し課題を解決する (アイデア創出・活動実践)

地域の課題解決に向けては、様々な知識やアイデアなどを持つ地域住民、解決スキルを有する個人、企業や団体等あらゆる主体が連携して活動することが不可欠です。課題の内容に応じて、校区内に留まらず校区同士の連携や校区外とも連携し、得意な人や経験のある人に関わってもらうことが有効です。また、活動にあたってはそのことを周知し、できることをできる時に参加してもらえよう、協力を求めていくことが必要です。

そのため、開かれた対話の場を設けたり、地域課題の内容や、求めるアイデアやスキルの情報をSNS※等で発信したりすることなどにより、これまで地域のまちづくりに関わる機会がなかった多様な市民、例えば一人暮らしで集合住宅にお住まいの方や、夜間に勤務したり、単身赴任や転勤の多い方など家族や住まいの形態やライフスタイルにより地域活動に対する接点があまりなかった住民や、参加するきっかけの少ない学生や外国人市民、個人ではないが地域で活動する企業や団体などが活動に参加するきっかけを増やすことで、地域のまちづくりに関わる層を厚くしていくことを大切にします。

③ 活動の効果を検証する (ふりかえり)

複雑・多様化している地域課題の解決は一朝一夕にできるものではありません。アイデアの実践を通じて、経験と反省を積み重ね、様々な活動による総合的な「効果の検証」(ふりかえり)をしっかりと行い、その内容を、次の活動に向けての「アイデア創出」に活かしていくことが必要です。

そのため、地域の活動全体を見渡して、行政、市民がともにふりかえりを行うことを大切に、次の活動実践につなげます。

2 実践の体制

八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例*において、校区まちづくり協議会*は「議論の場又は対話の場で出された地域における社会的な課題の解決を図り、地域のまちづくりを推進する組織」であり、また「暮らしに身近なまちづくり及び様々な地域活動を進めていくに当たり、当該校区の市民の意見を集約した上で、地域のまちづくりの目標、活動方針、活動内容等を定めたわがまち推進計画*を策定する。」という規定がされています。

これに基づき、共創と共生の地域づくりに向けて、「わがまち推進計画*」の策定主体である「校区まちづくり協議会*」が中心となって対話の場を設けます。市民と行政が対話の場を活用して、「課題共有」→「アイデア創出」→「活動実践」→「ふりかえり」という流れで、役割分担、連携・協力しながら、地域の課題解決や魅力創出の取り組みを総合的に進めます。そのために、校区まちづくり協議会*は行政とともに、校区内の様々な人材・施設・団体とのネットワークを活かしながら、より多くの市民が対話の場へ参加できるよう促します。

行政は、市民協働を促進するとともに、地域の課題解決や魅力向上を促進するため、地域のまちづくり力(地域力)向上に向け必要に応じた支援(担い手の拡大、地域団体の組織力の向上支援)を行います。

中間支援組織*は、校区に限らず市内各地域や市外とのネットワークを活用して、外部人材等の紹介や課題解決のヒントとなる情報提供等を行います。

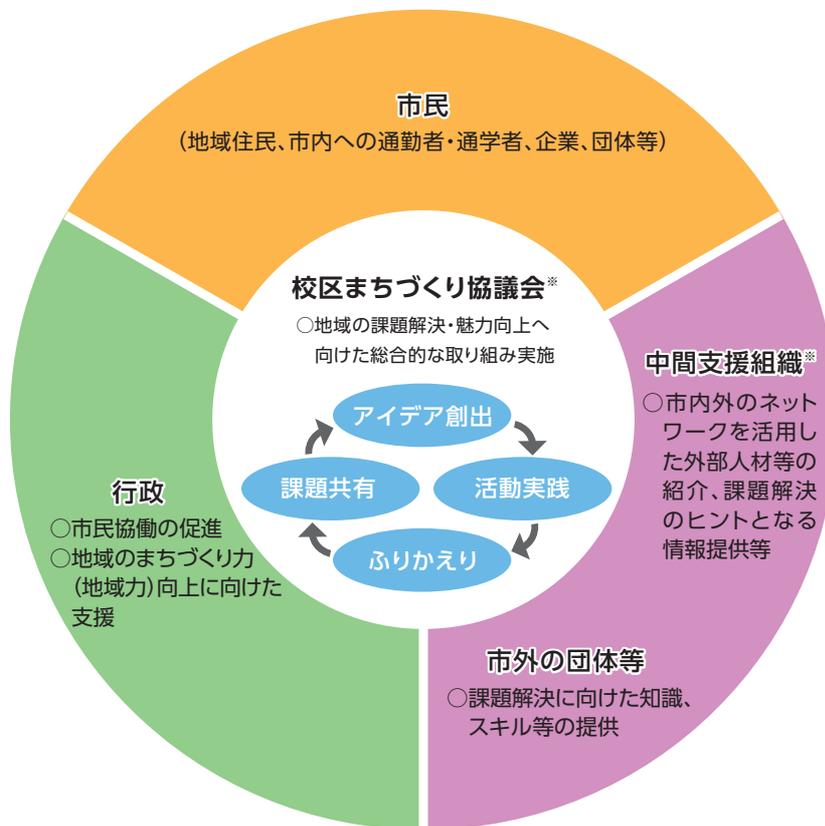


図9 地域コミュニティにおける共創と共生の地域づくり(イメージ)